

令和5年度釜石市育英会奨学生募集要項

釜石市育英会

1 目的

優秀な学生であって、経済的な事由により修学の困難な者に対して、学費の貸与を行うことにより修学の機会を与え、有用な人材を育成することを目的とする。

2 採用予定者数

高等学校 若干名
大学等 若干名（短期大学、専門学校及び大学院を含む。）

3 貸与月額

高等学校 16,000円以内
大学等 45,000円以内

4 貸与始期および期間

令和5年4月から進学する学校もしくは在学中の学校の正規の修学期間

5 出願資格

令和5年4月に高等学校または大学等に進学する者、もしくは在学中の者で、本人または保護者が釜石市に住所を有しかつ優れた資質を有しながら経済的理由（世帯の総所得金額が一定基準以下であること）により修学困難と認められる者で、他の奨学金制度を利用していないもの。

6 出願及び推薦

(1) 奨学生出願者は、次の書類を連帯保証人（親族またはこれに代る者）が連書し、在学学校長の推薦を経て提出すること。

①奨学生願書 所定の用紙(様式第1号)

②奨学生推薦調書 所定の用紙(様式第2号)

卒業もしくは在学中の学校の成績証明書を求める場合がある。

③合格通知書の写し（進学する者のみ※合否が明らかでない場合や、合格したが手元に届いていない場合は、届き次第提出すること）

④在学証明書（進学する者以外※進学する者については提出不要）

⑤戸籍の全部事項証明書 本籍地の戸籍担当課で交付

⑥所得を証明する書類 令和4年度（令和3年中の所得等の内容）の所得証明書
税務担当課で発行（同居家族全員分が必要）

⑦納税証明(市民税、固定資産税、国民健康保健税等)
税務担当課で発行（同居家族全員分が必要）

(2) 学校長が出願者から奨学生願書の提出を受け、これを推薦適格者と認めたときは、所定の推薦調書に必要事項を記入すること。

(3) 出願者は必要書類を添えて直接、釜石市育英会に提出すること。

(4) 推薦について

適格者の推薦にあたっては、原則として釜石市育英会施行規程（第5条、第6条）の推薦基準による。

また、次の点にも留意のこと。

○本人はもちろん家庭の事情等を総合的にみて、途中で学業を放棄することがないと思われる者であること。

○本人及び保護者が奨学生の趣旨を理解し、将来の奨学金返還の義務についても責任を自覚していること。

7 募集期間

令和5年2月15日（水）から令和5年3月20日（月）まで

8 奨学生の決定及び通知

- (1) 関係書類を提出した者について、人物、学業成績、健康状態、家庭状況等を検討し、選考委員会の選考を経て決定する。
- (2) 可否の決定結果は在学学校長及び本人に通知する。
- (3) 可否の決定、通知の時期は4月中旬の予定。

9 決定後の手続き等

奨学生として採用された場合は、①誓約書、②奨学金貸借契約書、③連帯保証人（保護者及び釜石市に住民登録をしている有職者1人）の印鑑登録証明書、④奨学生本人の銀行口座振替依頼書⑤4月以降に在籍する学校の在学証明書（出願時に在学証明書を提出した者についても提出が必要）など必要書類を提出すること。

他の育英団体との重複貸与はできないので留意のこと。

10 奨学金の返還方法

奨学金は、貸与総額に対し無利子とし、原則卒業した年から年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で定められた期間内に返還する。ただし、さらに上位の学校に進学した場合は、その学校を卒業するまで返還を猶予する場合がある。

※返還期間の例

- ・貸与総額 576,000円（月額16,000円を3年間貸与）の場合、5年以内
- ・貸与総額1,080,000円（月額45,000円を2年間貸与）の場合、8年以内
- ・貸与総額2,160,000円（月額45,000円を4年間貸与）の場合、13年以内

11 出願用書類等の交付及び問い合わせ先

釜石市只越町3丁目9番13号 第5庁舎2階

釜石市教育委員会事務局総務課内

釜石市育英会事務局 電話 0193(22)8832